

改正後（令和7年4月）	改正前（令和3年4月）
<p data-bbox="261 745 1329 924">宮崎県 森林土木事業 調査・測量・設計業務等共通仕様書</p> <p data-bbox="528 1528 1062 1707">令和7年4月 宮崎県環境森林部</p>	<p data-bbox="1656 724 2724 903">宮崎県 森林土木事業 調査・測量・設計業務等共通仕様書</p> <p data-bbox="1923 1507 2457 1686">令和3年4月 宮崎県環境森林部</p>

目次

1. 地質・~~土質~~調査業務等共通仕様書
2. 測量業務等共通仕様書
3. 設計等業務等共通仕様書

目次

1. 地質・土質調査業務等共通仕様書
2. 測量業務等共通仕様書
3. 設計等業務等共通仕様書

宮崎県 森林土木事業
地質・~~土質~~調査業務共通仕様書

令和 7 年 4 月
宮崎県環境森林部

宮崎県 森林土木事業
地質・土質調査業務共通仕様書

令和 3 年 4 月
宮崎県環境森林部

第1編 地質調査
業務共通仕様書

目次

第1章 総則

第1101条・第1102条（略）

第1103条 受発注者の責務 - 8-

第1104条・第1111条（略）

第1112条 打合せ等 - 10-

第1113条・第1114条（略）

第1115条 関係官公庁への手続き等 -11-

第1116条～第1127条（略）

第1128条 部分使用 -14-

第1129条～第1131条（略）

第1132条 個人情報への取扱い -15-

第1133条～第1136条（略）

第1137条 行政情報流出防止対策の強化 -17-

第1138条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 -18-

第1139条 保険加入の義務 -18-

第1140条 環境負荷低減への取組み -18-

第2章 地質調査業務

第1～第6（略）

第7 孔内水平載荷試験 ~~（プレッシャーメータ試験）~~
（略）

第8～第12（略）

第3章～第5章（略）

第6章 地すべり調査

第1 地すべり調査（略）

第2 解析 -30-

（略）

第3（略）

第4 施工計画調査

第1616条 施工計画調査 -32-

第5（略）

第7章 地形・地表地質踏査 -34-

（略）

第8章 土質調査（海岸）

第1801条（略）

第1802条 準備 -35-

第1803条～第1805条（略）

第1806条 台船方式ボーリング -36-

第1807条～第1812条（略）

第1813条 照査 -40-

第1章 総則

第1101条 適用

1 地質 ~~・土質~~ 調査業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、宮崎県環境森林部の発注する森林土木事業等の地質 ~~・土質~~ 調査、試験、解析等に類する業務（以下「地質 ~~・土質~~ 調査業務」という。）に係る土木設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）

第1編 地質調査
業務共通仕様書

目次

第1章 総則

第1101条・第1102条（略）

第1103条 受発注者の責務 - 7-

第1104条・第1111条（略）

第1112条 打合せ等 - 9-

第1113条・第1114条（略）

第1115条 関係官公庁への手続き等 -10-

第1116条～第1127条（略）

第1128条 部分使用 -13-

第1129条～第1131条（略）

第1132条 個人情報への取扱い -14-

第1133条～第1136条（略）

第1137条 行政情報流出防止対策の強化 -16-

第1138条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 -17-

第1139条 保険加入の義務 -17-

（新設）

第2章 地質調査業務

第1～第6（略）

第7 孔内水平載荷試験 （プレッシャーメータ試験）
（略）

第8～第12（略）

第3章～第5章（略）

第6章 地すべり調査

第1 地すべり調査（略）

第2 解析 -29-

（略）

第3（略）

第4 施工計画調査

第1616条 施工計画調査 -31-

第5（略）

第7章 地形・地表地質踏査 -33-

（略）

第8章 土質調査（海岸）

第1801条（略）

第1802条 準備 -34-

第1803条～第1805条（略）

第1806条 台船方式ボーリング -35-

第1807条～第1812条（略）

第1813条 照査 -39-

第1章 総則

第1101条 適用

1 地質 ・土質 調査業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、宮崎県環境森林部の発注する森林土木事業等の地質 ・土質 調査、試験、解析等に類する業務（以下「地質 ・土質 調査業務」という。）に係る土木設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）

及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

2～5（略）

第 1102 条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1（略）

2 「受注者」とは、地質・~~土質~~調査業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人、会社又はその他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。

3～5（略）

6 「検査員」とは、地質・~~土質~~調査業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって契約書第 31 条第 2 項の規定に基づき検査を行う者をいう。

7～9（略）

10 第 1108 条の 3 項に規定する「同等の能力と経験を有する技術者」とは、地質・~~土質~~調査業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。

11～14（略）

15 「共通仕様書」とは、各地質・~~土質~~調査業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。

16 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し当該地質・~~土質~~調査業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。

17 「現場説明書」とは、地質・~~土質~~調査業務の入札等に参加する者に対して発注者が当該地質・~~土質~~調査業務の契約条件を説明するための書類をいう。

18～19（略）

20 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、地質・~~土質~~調査業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

21（略）

22 「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、地質・~~土質~~調査業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

23 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、地質・~~土質~~調査業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。

24（略）

25 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た地質・~~土質~~調査業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。

26～28（略）

29 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、地質・~~土質~~調査業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

30 「納品」とは受注者が調査職員に業務完成時に成果物を納めることをいう。

31 「電子納品」とは、電子成果物を納品することをいう。

32 「電子成果品」とは、電子的手段によって発注者に納品する成果物となる電子データをいう。

33 「情報共有システム」とは、調査職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った業務関係書類については、別途紙に出力して提出しないものとする。

34 「成果物」とは、受注者が契約図書に基づき履行した地質調査業務等の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。

35 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。

及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

2～5（略）

第 1102 条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1（略）

2 「受注者」とは、地質・土質調査業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人、会社又はその他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。

3～5（略）

6 「検査員」とは、地質・土質調査業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって契約書第 31 条第 2 項の規定に基づき検査を行う者をいう。

7～9（略）

10 第 1108 条の 3 項に規定する「同等の能力と経験を有する技術者」とは、地質・土質調査業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。

11～14（略）

15 「共通仕様書」とは、各地質・土質調査業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。

16 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し当該地質・土質調査業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。

17 「現場説明書」とは、地質・土質調査業務の入札等に参加する者に対して発注者が当該地質・土質調査業務の契約条件を説明するための書類をいう。

18～19（略）

20 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、地質・土質調査業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

21（略）

22 「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、地質・土質調査業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

23 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、地質・土質調査業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。

24（略）

25 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た地質・土質調査業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。

26～28（略）

29 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、地質・土質調査業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

30 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。

- (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。
- (2) **情報共有システムで扱う業務関係書類については書面として認めるものとする。**
なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った業務関係書類については、別途紙に出力して提出しないものとする。
- 36 「照査」とは、受注者が、発注条件等の確認及び解析等の検算等の成果の確認をすることをいう。
- 37 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が地質・~~土質~~調査業務の完了を確認することをいう。
- 38 「打合せ」とは、地質・~~土質~~調査業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- 39 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 40 「協力者」とは、受注者が地質・~~土質~~調査業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- 41 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人、その他これに準ずるものをいう。
- 42 「立会」とは、設計図書に示された項目において、調査職員が臨場し内容を確認することをいう。
- 43 「了解」とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
- 44 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第 1103 条 (略)

第 1104 条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日以内に地質・~~土質~~調査業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が地質・~~土質~~調査業務の実施のため調査職員との打合せを行うことをいう。

第 1105 条～第 1107 条 (略)

第 1107 条 調査職員

- 1 発注者は、地質・~~土質~~調査業務における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。
- 2～4 (略)

第 1108 条 管理技術者

- 1 受注者は、地質・~~土質~~調査業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- 2 管理技術者は、契約図書等に基づき、地質・~~土質~~調査業務に関する管理を行うものとする。
- 3 (略)

なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつ、その範囲が、第 1302 条第 2 項から第 4 項までの場合は、地質・~~土質~~調査業務について専門的な知識及び技術を有し、かつ、その実務経験が通算 2 箇年以上ある者で、業務に該当する資格※の登録を受けた技術者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者(森林土木

- (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。
- (2) 電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。

- 31 「照査」とは、受注者が、発注条件等の確認及び解析等の検算等の成果の確認をすることをいう。
- 32 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が地質・土質調査業務の完了を確認することをいう。
- 33 「打合せ」とは、地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- 34 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 35 「協力者」とは、受注者が地質・土質調査業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- 36 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人、その他これに準ずるものをいう。
- 37 「立会」とは、設計図書に示された項目において、調査職員が臨場し内容を確認することをいう。
- 38 「了解」とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
- 39 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第 1103 条 (略)

第 1104 条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日以内に地質・土質調査業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が地質・土質調査業務の実施のため調査職員との打合せを行うことをいう。

第 1105 条～第 1107 条 (略)

第 1107 条 調査職員

- 1 発注者は、地質・土質調査業務における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。
- 2～4 (略)

第 1108 条 管理技術者

- 1 受注者は、地質・土質調査業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- 2 管理技術者は、契約図書等に基づき、地質・土質調査業務に関する管理を行うものとする。
- 3 (略)

なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつ、その範囲が、第 1302 条第 2 項から第 4 項までの場合は、地質・土質調査業務について専門的な知識及び技術を有し、かつ、その実務経験が通算 2 箇年以上ある者で、業務に該当する資格※の登録を受けた技術者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者(森林土木

部門の職務に従事した期間が8年以上ある者。)

4 (略)

5 管理技術者は、調査職員が指示する関連のある地質・~~土質~~調査業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

6 (略)

第1109条 照査技術者及び照査の実施

1 (略)

2 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。

(1) 受注者は、地質・~~土質~~調査業務における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。

第1110条・第1111条 (略)

第1112条 打合せ等

1 地質・~~土質~~調査業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面(打合せ記録簿)を作成するものとする。

2 地質・~~土質~~調査業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

3～4 (略)

第1113条・第1114条 (略)

第1115条 関係官公庁への手続き等

1 受注者は、地質・~~土質~~調査業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、地質・~~土質~~調査業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は速やかに行うものとする。

第1116条 地元関係者との交渉等

1 (略)

2 受注者は、地質・~~土質~~調査業務の実施に当たり、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、調査職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。

3 (略)

4 受注者は、地質・~~土質~~調査業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。

5 (略)

第1117条 土地への立ち入り等

1 受注者は、地質・~~土質~~調査業務を実施するため国有地、公有地又は私有地(以下第三者の土地)に立入る場合は、契約書第13条の定めに従って、調査職員及び関係者と十分な協調を保ち、地質・~~土質~~調査業務が円滑に進捗するように努めなければならない。な

部門の職務に従事した期間が8年以上ある者。)

4 (略)

5 管理技術者は、調査職員が指示する関連のある地質・土質調査業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

6 (略)

第1109条 照査技術者及び照査の実施

1 (略)

2 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。

(1) 受注者は、地質・土質調査業務における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。

第1110条・第1111条 (略)

第1112条 打合せ等

1 地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面(打合せ記録簿)を作成するものとする。

2 地質・土質調査業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

3～4 (略)

第1113条・第1114条 (略)

第1115条 関係官公庁への手続き等

1 受注者は、地質・土質調査業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、地質・土質調査業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は速やかに行うものとする。

第1116条 地元関係者との交渉等

1 (略)

2 受注者は、地質・土質調査業務の実施に当たり、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、調査職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。

3 (略)

4 受注者は、地質・土質調査業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。

5 (略)

第1117条 土地への立ち入り等

1 受注者は、地質・土質調査業務を実施するため国有地、公有地又は私有地(以下第三者の土地)に立入る場合は、契約書第13条の定めに従って、調査職員及び関係者と十分な協調を保ち、地質・土質調査業務が円滑に進捗するように努めなければならない。な

お、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに調査職員に報告し指示を受けなければならない。

2 受注者は、地質・~~土質~~調査業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

3・4（略）

第 1118 条 成果物の提出

1 受注者は、地質・~~土質~~調査業務が完了したときは、設計図書に示す成果物（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書含む。）を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。

2～4（略）

5 受注者は機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けたうえで、発注者に検定証明書を提出するとともに、発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。

6（略）

第 1119 条 関係法令及び条例の遵守

受注者は、地質・~~土質~~調査業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第 1120 条 検査

1（略）

2 発注者は、地質・~~土質~~調査業務の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。

3 検査員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 地質・~~土質~~調査業務成果物の検査

(2) 地質・~~土質~~調査業務管理状況の検査

地質・~~土質~~調査業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。なお、電子納品の検査時の対応については、ガイドラインを参考にするものとする。

第 1121 条（略）

第 1122 条 条件変更等

1 調査職員が受注者に対して契約書第 18 条、第 19 条及び第 21 条の規定に基づく内容の変更又は設計図書の訂正（以下「地質・~~土質~~調査業務の変更」という。）の指示を行う場合は指示書によるものとする。

2（略）

第 1123 条 契約変更

1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約の変更を行うものとする。

(1) 地質・~~土質~~調査業務内容の変更により契約料に変更が生じる場合

(2)（略）

(3) 調査職員と受注者が協議し、地質・~~土質~~調査業務施行上必要があると認められる場合

(4)（略）

お、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに調査職員に報告し指示を受けなければならない。

2 受注者は、地質・土質調査業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

3・4（略）

第 1118 条 成果物の提出

1 受注者は地質・土質調査業務が完了したときは、設計図書に示す成果物（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書含む。）を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。

2～4（略）

5 受注者は機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けたうえで、発注者に提出するとともに、発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。

6（略）

第 1119 条 関係法令及び条例の遵守

受注者は、地質・土質調査業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第 1120 条 検査

1（略）

2 発注者は、地質・土質調査業務の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。

3 検査員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 地質・土質調査業務成果物の検査

(2) 地質・土質調査業務管理状況の検査

地質・土質調査業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。なお、電子納品の検査時の対応については、ガイドラインを参考にするものとする。

第 1121 条（略）

第 1122 条 条件変更等

1 調査職員が受注者に対して契約書第 18 条、第 19 条及び第 21 条の規定に基づく内容の変更又は設計図書の訂正（以下「地質・土質調査業務の変更」という。）の指示を行う場合は指示書によるものとする。

2（略）

第 1123 条 契約変更

1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約の変更を行うものとする。

(1) 地質・土質調査業務内容の変更により契約料に変更が生じる場合

(2)（略）

(3) 調査職員と受注者が協議し、地質・土質調査業務施行上必要があると認められる場合

(4)（略）

- 2 発注者は、前項の場合において変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
- (1) (略)
 - (2) 地質・~~土質~~調査業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) (略)

第 1124 条 履行期間の変更

- 1 発注者は、受注者に対して地質・~~土質~~調査業務の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
- 2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び地質・~~土質~~調査業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
- 3・4 (略)

第 1125 条 一時中止

- 1 契約書第 20 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、地質・~~土質~~調査業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による地質・~~土質~~調査業務の中断については、第 1134 条-により受注者は、適切に対応しなければならない。
 - (1) (略)
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、地質・~~土質~~調査業務の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により地質・~~土質~~調査業務の継続が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により地質・~~土質~~調査業務の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) (略)
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合には地質・~~土質~~調査業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。
- 3 前 2 項の場合において、受注者は地質・~~土質~~調査業務の現場の保全については、調査職員の指示に従わなければならない。

第 1126 条・第 1127 条 (略)

第 1128 条 部分使用

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第 33 条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
 - (1) 別途地質・~~土質~~調査業務等の使用に供する必要がある場合
 - (2) (略)
- 2 (略)

第 1129 条 再委託

- 1～3 (略)
- 4 受注者は、地質・~~土質~~調査業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに地質・~~土質~~調査業務を実施しなければならない。なお、協力者が「県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱」（平成 20 年宮崎県告示第 369 号）に基づく入

- 2 発注者は、前項の場合において変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
- (1) (略)
 - (2) 地質・土質調査業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) (略)

第 1124 条 履行期間の変更

- 1 発注者は、受注者に対して地質・土質調査業務の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
- 2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び地質・土質調査業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
- 3・4 (略)

第 1125 条 一時中止

- 1 契約書第 20 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、地質・土質調査業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による地質・土質調査業務の中断については、第 1134 条-により受注者は、適切に対応しなければならない。
 - (1) (略)
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、地質・土質調査業務の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により地質・土質調査業務の継続が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により地質・土質調査業務の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) (略)
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合には地質・土質調査業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。
- 3 前 2 項の場合において、受注者は地質・土質調査業務の現場の保全については、調査職員の指示に従わなければならない。

第 1126 条・第 1127 条 (略)

第 1128 条 部分使用

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第 33 条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
 - (1) 別途地質・土質調査業務等の使用に供する必要がある場合
 - (2) (略)
- 2 (略)

第 1129 条 再委託

- 1～3 (略)
- 4 受注者は、地質・土質調査業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに地質・土質調査業務を実施しなければならない。なお、協力者が「県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱」（平成 20 年宮崎県告示第 369 号）に基づく入

札参加資格の認定を受けている者である場合は、宮崎県の入札参加資格停止期間中であってはならない。

第 1130 条 成果物の使用等

1 (略)

2 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている地質・~~土質~~調査方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第 8 条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第 1131 条 (略)

第 1132 条 個人情報の取扱い

1 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年宮崎県条例第 38 号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2～11(略)

第 1133 条 安全等の確保

1 受注者は、地質・~~土質~~調査業務の実施に際しては、地質・~~土質~~調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 受注者は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努めなければならない。

2 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り地質・~~土質~~調査業務実施中の安全を確保しなければならない。

3 受注者は、地質・~~土質~~調査業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

4 受注者は、地質・~~土質~~調査業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。

5 受注者は、地質・~~土質~~調査業務の実施にあたり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 地質・~~土質~~調査業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。

(2)～(4) (略)

6 (略)

7 受注者は、地質・~~土質~~調査業務の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかななければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。

8 受注者は、地質・~~土質~~調査業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員に連絡するとともに、調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し、調査職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

9 (略)

札参加資格の認定を受けている者である場合は、宮崎県の入札参加資格停止期間中であってはならない。

第 1130 条 成果物の使用等

1 (略)

2 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている地質・土質調査方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第 8 条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第 1131 条 (略)

第 1132 条 個人情報の取扱い

1 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、宮崎県個人情報保護条例（平成 14 年条例第 41 号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2～11(略)

第 1133 条 安全等の確保

1 受注者は、地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(4) (略)

(新設)

2 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り地質・土質調査業務実施中の安全を確保しなければならない。

3 受注者は、地質・土質調査業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

4 受注者は、地質・土質調査業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。

5 受注者は、地質・土質調査業務の実施にあたり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 地質・土質調査業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。

(2)～(4) (略)

6 (略)

7 受注者は、地質・土質調査業務の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかななければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。

8 受注者は、地質・土質調査業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員に連絡するとともに、調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し、調査職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

9 (略)

第 1134 条～第 1138 条（略）

第 1139 条 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

第 1140 条 環境負荷低減への取組み

受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組みに努めるものとする。

- 1 オフィス、車両、機械等の電気及び燃料の使用状況の記録・保存や不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組み（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）
- 2 臭気や害虫の発生源となるものの適正な管理及び処分
- 3 プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用
- 4 環境負荷低減に配慮した物品の調達
- 5 みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施

第 2 章 地質調査業務

第 1 機械ボーリング

第 7 孔内 ~~水平~~ 載荷試験 ~~（プレッシャーメータ試験）~~

第 1221 条 目的

孔内 ~~水平~~ 載荷試験 ~~（プレッシャーメータ試験）~~ は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。

第 1222 条 試験等

- 1 試験方法及び器具は、JGS1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、JGS3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」及び JGS3532「ボアホールジャッキ試験」によるものとする。
- 2 （略）
- 3 測定
孔内 ~~水平~~ 載荷試験は、等圧分布載荷法又は等変位載荷法によるものとする。

第 1223 条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) ～ (3) （略）
- (4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JGS1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、JGS3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」及び JGS3532「ボアホールジャッキ試験」により整理し提出するものとする。

第 8 ～ 第 12 （略）

第 3 章～第 8 章（略）

第 1134 条～第 1138 条（略）

（新設）

（新設）

第 2 章 地質調査業務

第 1 機械ボーリング

第 7 孔内 水平 載荷試験 （プレッシャーメータ試験）

第 1221 条 目的

孔内 水平 載荷試験 （プレッシャーメータ試験） は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。

第 1222 条 試験等

- 1 試験方法及び器具は、JGS 1421（孔内水平載荷試験方法【地盤のプレッシャーメータ試験】）によるものとする。
- 2 （略）
- 3 測定
孔内水平 載荷試験は、等圧分布載荷法又は等変位載荷法によるものとする。

第 1223 条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) ～ (3) （略）
- (4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JGS 1421（孔内水平載荷試験方法【地盤のプレッシャーメータ試験】）により整理し提出するものとする。

第 8 ～ 第 12 （略）

第 2 章～第 8 章（略）

宮崎県 森林土木事業
測量業務等共通仕様書

令和 7 年 4 月

宮崎県環境森林部

宮崎県 森林土木事業
測量業務等共通仕様書

令和 3 年 4 月

宮崎県環境森林部

第2編 測量業務等共通仕様書

目次

第1章 総則

第2101条・第2102条(略)

第2103条 受発注者の責務 -9-

第2104条 業務の着手 -9-

第2105条～第2111条(略)

第2112条 打合せ等 -11-

第2113条・第2114条(略)

第2115条 関係官公庁への手続き等 -12-

第2116条 地元関係者との交渉等 -12-

第2117条・第2118条(略)

第2119条 成果物の提出 -13-

第2120条～第2123条(略)

第2124条 契約変更 -14-

第2125条 履行期間の変更 -14-

第2126条・第2127条(略)

第2128条 受注者の賠償責任等 -15-

第2129条 部分使用 -15-

第2130条 再委託 -15-

第2131条・第2132条(略)

第2133条 安全等の確保 -16-

第2134条～第2139条(略)

第2140条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 -18-

第2141条 新技術の活用について -19-

第2142条 環境負荷低減への取組み -19-

第2章 路線測量 -19-

第1節 測量に関する一般事項 -19-

第2201条 測量業務の区分 -19-

第2202条 使用器材 -19-

第2203条 測量の精度等 -20-

第2204条 基準点 -21-

第2205条 測量杭 -21-

第2206条 測量野帳等 -21-

第2207条 図面 -21-

第2節 基準点測量 -22-

第2208条 作業実施 -22-

第3節 予備測量 -22-

第2209条 予備測量 -22-

第4節 実測量 -23-

第2210条 一般事項 -23-

第2211条 I.Pの選定 -23-

第2212条 中心線測量 -23-

第2213条 縦断測量 -24-

第2214条 横断測量 -25-

第2215条 平面測量 -25-

第2216条 伐開 -25-

第5節 用地測量 -25-

第2217条 一般事項 -25-

第2編 測量業務等共通仕様書

目次

第1章 総則

第2101条・第2102条(略)

第2103条 受発注者の責務 -8-

第2104条 業務の着手 -8-

第2105条～第2111条(略)

第2112条 打合せ等 -10-

第2113条・第2114条(略)

第2115条 関係官公庁への手続き等 -11-

第2116条 地元関係者との交渉等 -11-

第2117条・第2118条(略)

第2119条 成果物の提出 -12-

第2120条～第2123条(略)

第2124条 契約変更 -13-

第2125条 履行期間の変更 -13-

第2126条・第2127条(略)

第2128条 受注者の賠償責任等 -14-

第2129条 部分使用 -14-

第2130条 再委託 -14-

第2131条・第2132条(略)

第2133条 安全等の確保 -15-

第2134条～第2139条(略)

(新設)

(新設)

(新設)

第2章 路線測量 -18-

第1節 測量に関する事項 -18-

第2201条 測量業務の区分 -18-

第2202条 使用器材 -18-

第2203条 測量の精度等 -19-

第2204条 基準点 -20-

第2205条 測量杭 -20-

第2206条 測量野帳等 -20-

第2207条 図面 -20-

第2節 基準点測量 -21-

第2208条 作業実施 -21-

第3節 予備測量 -21-

第2209条 予備測量 -21-

第4節 実測量 -22-

第2210条 一般事項 -22-

第2211条 I.Pの選定 -22-

第2212条 中心線測量 -22-

第2213条 縦断測量 -23-

第2214条 横断測量 -24-

第2215条 平面測量 -24-

第2216条 伐開 -24-

第5節 用地測量 -24-

第2217条 一般事項 -24-

第 2218 条	実測量	-25-
第 6 節	構造物設置箇所の測量	-26-
第 2219 条	構造物設置箇所の測量	-26-
第 7 節	残土処理箇所の測量	-26-
第 2220 条	残土処理場	-26-
第 8 節	その他箇所の測量	-26-
第 2221 条	林業作業用施設等	-26-
第 2222 条	地区全体計画に係る施設等	-26-
第 3 章	山地治山等測量	-27-
第 1 節	測量に関する一般事項	-27-
第 2301 条	山地治山等測量業務の種類	-27-
第 2302 条	使用器材	-27-
第 2303 条	公差及び測定方法	-27-
第 2304 条	基準点	-28-
第 2305 条	測量杭	-28-
第 2306 条	測量野帳等	-29-
第 2307 条	図面	-29-
第 2308 条	図面の縮尺	-29-
第 2 節	基準点測量等	-30-
第 2309 条	基準点測量	-30-
第 2310 条	用地測量	-30-
第 2311 条	現地測量	-30-
第 3 節	溪間工の測量	-30-
第 2312 条	踏査選点	-30-
第 2313 条	中心線測量	-30-
	(削る)	
第 2314 条	縦断測量	-31-
第 2315 条	横断測量	-31-
第 2316 条	構造物計画位置横断測量	-31-
第 4 節	山腹工の測量	-31-
第 2317 条	踏査選点	-31-
第 2318 条	平面測量	-31-
第 2319 条	縦断測量	-32-
第 2320 条	横断測量	-32-
第 5 節	防風林造成の測量	-32-
第 2321 条	踏査選点	-32-
第 2322 条	平面測量	-32-
第 2323 条	縦断測量	-32-
第 2324 条	横断測量	-33-
第 6 節	なだれ防止林造成の測量	-33-
第 2325 条	踏査選点	-33-
第 2326 条	平面測量	-33-
第 2327 条	縦断測量	-33-
第 2328 条	横断測量	-33-
第 7 節	土砂流出防止林造成の測量	-33-
第 2329 条	踏査選点	-33-
第 2330 条	平面測量	-33-
第 2331 条	縦断測量	-33-
第 2332 条	横断測量	-34-

第 2218 条	実測量	-24-
第 6 節	構造物設置箇所の測量	-25-
第 2219 条	構造物設置箇所の測量	-25-
第 7 節	残土処理箇所の測量	-25-
第 2220 条	残土処理場	-25-
第 8 節	その他箇所の測量	-25-
第 2221 条	林業作業用施設等	-25-
第 2222 条	地区全体計画に係る施設等	-25-
第 3 章	山地治山等測量	-26-
第 1 節	測量に関する一般事項	-26-
第 2301 条	山地治山等測量業務の種類	-26-
第 2302 条	使用器材	-26-
第 2303 条	公差及び測定方法	-26-
第 2304 条	基準点	-27-
第 2305 条	測量杭	-27-
第 2306 条	測量野帳等	-28-
第 2307 条	図面	-28-
第 2308 条	図面の縮尺	-28-
第 2 節	基準点測量等	-29-
第 2309 条	基準点測量	-29-
第 2310 条	用地測量	-29-
第 2311 条	現地測量	-29-
第 3 節	溪間工の測量	-29-
第 2312 条	踏査選点	-29-
第 2313 条	中心線測量	-29-
第 2314 条	平面測量	-30-
第 2315 条	縦断測量	-30-
第 2316 条	横断測量	-30-
第 2317 条	構造物計画位置横断測量	-30-
第 4 節	山腹工の測量	-30-
第 2318 条	踏査選点	-30-
第 2319 条	平面測量	-30-
第 2320 条	縦断測量	-31-
第 2321 条	横断測量	-31-
第 5 節	防風林造成の測量	-31-
第 2322 条	踏査選点	-31-
第 2323 条	平面測量	-31-
第 2324 条	縦断測量	-31-
第 2325 条	横断測量	-32-
第 6 節	なだれ防止林造成の測量	-32-
第 2326 条	踏査選点	-32-
第 2327 条	平面測量	-32-
第 2328 条	縦断測量	-32-
第 2329 条	横断測量	-32-
第 7 節	土砂流出防止林造成の測量	-32-
第 2330 条	踏査選点	-32-
第 2331 条	平面測量	-32-
第 2332 条	縦断測量	-33-
第 2333 条	横断測量	-33-

第8節	保安林整備の測量	-34-
第2333条	踏査選点	-34-
第2334条	平面測量	-34-
第2335条	縦断測量	-34-
第2336条	横断測量	-34-
第9節	水土保持山等の測量	-34-
第2337条	水土保持山等の測量	-34-
第10節	地すべり防止の測量	-34-
第1	調査に関わる測量	-34-
第2338条	踏査選点	-34-
第2339条	地形測量	-34-
第2340条	測線測量	-35-
第2	設計に関わる測量	-35-
第2341条	地すべり防止工の測量	-35-
第2342条	設計に関わる測量の種類	-35-
第2343条	測線測量	-35-
第2344条	平面測量	-35-
第2345条	縦断測量	-35-
第2346条	横断測量	-35-
第4章	治山事業における防潮工等の測量	-37-
第1節	深淺測量	-37-
第2401条	適用の範囲	-37-
第2402条	測量準備	-37-
第2403条	基準点測量	-37-
第2404条	簡易検潮等	-37-
第2405条	水深測量	-38-
第2406条	成果	-39-
第2407条	照査	-40-
第2節	汀線測量	-40-
第2408条	適用の範囲	-40-
第2409条	測量準備	-40-
第2410条	基準点測量	-40-
第2411条	水準測量	-40-
第2412条	成果	-40-
第2413条	照査	-41-
第5章	環境生物調査	-41-
第1節	プランクトン調査	-41-
第2501条	適用の範囲	-41-
第2502条	調査準備	-41-
第2503条	位置測量	-41-
第2504条	プランクトン調査	-41-
第2505条	分析、解析・考察	-41-
第2506条	成果	-42-
第2507条	照査	-42-
第2節	卵・稚仔調査	-42-
第2508条	適用の範囲	-42-
第2509条	調査準備	-42-
第2510条	位置測量	-42-

第8節	保安林整備の測量	-33-
第2334条	踏査選点	-33-
第2335条	平面測量	-33-
第2336条	縦断測量	-33-
第2337条	横断測量	-33-
第9節	水土保持山等の測量	-33-
第2338条	水土保持山等の測量	-33-
第10節	地すべり防止の測量	-33-
第1	調査に関わる測量	-33-
第2339条	踏査選点	-33-
第2340条	地形測量	-34-
第2341条	測線測量	-34-
第2	設計に関わる測量	-34-
第2342条	地すべり防止工の測量	-34-
第2343条	設計に関わる測量の種類	-34-
第2344条	測線測量	-34-
第2345条	平面測量	-34-
第2346条	縦断測量	-34-
第2347条	横断測量	-34-
第4章	治山事業における防潮工等の測量	-36-
第1節	深淺測量	-36-
第2401条	適用の範囲	-36-
第2402条	測量準備	-36-
第2403条	基準点測量	-36-
第2404条	簡易検潮等	-36-
第2405条	水深測量	-37-
第2406条	成果	-38-
第2407条	照査	-39-
第2節	汀線測量	-39-
第2408条	適用の範囲	-39-
第2409条	測量準備	-39-
第2410条	基準点測量	-39-
第2411条	水準測量	-39-
第2412条	成果	-39-
第2413条	照査	-40-
第5章	環境生物調査	-40-
第1節	プランクトン調査	-40-
第2501条	適用の範囲	-40-
第2502条	調査準備	-40-
第2503条	位置測量	-40-
第2504条	プランクトン調査	-40-
第2505条	分析、解析・考察	-40-
第2506条	成果	-41-
第2507条	照査	-41-
第2節	卵・稚仔調査	-41-
第2508条	適用の範囲	-41-
第2509条	調査準備	-41-
第2510条	位置測量	-41-

第 2511 条	卵・稚仔調査	-42-
第 2512 条	分析、解析・考察	-43-
第 2513 条	成果	-43-
第 2514 条	照査	-43-
第 3 節	底生生物調査	-43-
第 2515 条	適用の範囲	-43-
第 2516 条	調査準備	-43-
第 2517 条	位置測量	-43-
第 2518 条	底生生物調査	-43-
第 2519 条	分析、解析・考察	-43-
第 2520 条	成果	-43-
第 2521 条	照査	-44-
第 4 節	付着生物調査	-44-
第 2522 条	適用の範囲	-44-
第 2523 条	調査準備	-44-
第 2524 条	位置測量	-44-
第 2525 条	付着生物調査	-44-
第 2526 条	分析、解析・考察	-44-
第 2527 条	成果	-44-
第 2528 条	照査	-44-
第 5 節	藻場調査	-44-
第 2529 条	適用の範囲	-44-
第 2530 条	調査準備	-44-
第 2531 条	位置測量	-44-
第 2532 条	藻場調査	-45-
第 2533 条	分析、解析・考察	-45-
第 2534 条	成果	-45-
第 2535 条	照査	-45-
第 6 節	魚介類調査	-45-
第 2536 条	適用の範囲	-45-
第 2537 条	調査準備	-45-
第 2538 条	位置測量	-45-
第 2539 条	魚介類調査	-45-
第 2540 条	分析、解析・考察	-45-
第 2541 条	成果	-46-
第 2542 条	照査	-46-

第 1 章 総則

第 2101 条 適用

1～3 章（略）

4 設計業務等及び地質・~~土質~~調査業務等に関する業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。

5（略）

第 2102 条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)～(28)（略）

(29) 「納品」とは受注者が調査職員に業務完成時に成果物を納めることをいう。

(30) 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。

第 2511 条	卵・稚仔調査	-41-
第 2512 条	分析、解析・考察	-42-
第 2513 条	成果	-42-
第 2514 条	照査	-42-
第 3 節	底生生物調査	-42-
第 2515 条	適用の範囲	-42-
第 2516 条	調査準備	-42-
第 2517 条	位置測量	-42-
第 2518 条	底生生物調査	-42-
第 2519 条	分析、解析・考察	-42-
第 2520 条	成果	-42-
第 2521 条	照査	-43-
第 4 節	付着生物調査	-43-
第 2522 条	適用の範囲	-43-
第 2523 条	調査準備	-43-
第 2524 条	位置測量	-43-
第 2525 条	付着生物調査	-43-
第 2526 条	分析、解析・考察	-43-
第 2527 条	成果	-43-
第 2528 条	照査	-43-
第 5 節	藻場調査	-43-
第 2529 条	適用の範囲	-43-
第 2530 条	調査準備	-43-
第 2531 条	位置測量	-43-
第 2532 条	藻場調査	-44-
第 2533 条	分析、解析・考察	-44-
第 2534 条	成果	-44-
第 2535 条	照査	-44-
第 6 節	魚介類調査	-44-
第 2536 条	適用の範囲	-44-
第 2537 条	調査準備	-44-
第 2538 条	位置測量	-44-
第 2539 条	魚介類調査	-44-
第 2540 条	分析、解析・考察	-44-
第 2541 条	成果	-45-
第 2542 条	照査	-45-

第 1 章 総則

第 2101 条 適用

1～3 章（略）

4 設計業務等及び地質・土質調査業務等に関する業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。

5（略）

第 2102 条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)～(28)（略）

(新設)

(新設)

- (31) 「電子成果品」とは、電子的手段によって発注者に納品する成果物となる電子データをいう。
- (32) 「情報共有システム」とは、調査職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。
なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った業務関係書類については、別途紙に出力して提出しないものとする。
- (33) 「成果物」とは、受注者が契約図書に基づき履行した測量業務等の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。
- (34) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
(削る)
情報共有システムで扱う業務関係書類については書面として認めるものとする。
- (35) 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が測量業務等の完了を確認することをいう。
- (36) 「打合せ」とは、測量業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- (37) 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- (38) 「協力者」とは、受注者が測量業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- (39) 「使用人等」とは、協力者又はその代理人、もしくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
- (40) 「立会」とは、設計図書に示された項目において調査職員が臨場し内容を確認することをいう。
- (41) 「了解」とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
- (42) 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第 2104 条 (略)

第 2105 条 業務の実施

- 1 林道路線測量、山地治山等測量、深淺測量、汀線測量及び環境生物調査業務は、共通仕様書及び特記仕様書により実施するものとする。
基準点測量（基準点測量及び水準測量）、用地測量、空中写真測量及び航空レーザ測量は、共通仕様書、特記仕様書及び「宮崎県公共測量作業規程」（以下「公共測量作業規程」という。）により実施するものとする。
なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、共通仕様書及び特記仕様書によるものとし、定めのない場合は、公共測量作業規程第 5 条第 3 項第 1 号及び第 2 号によるものとする。
- 2 本業務において、基準点（電子基準点、三角点、水準点等）を複数使用する可能性のある測量を実施する場合は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 5 条第 1 号及び第 2 号の規定に基づく測量（以下「公共測量」という。）に該当するものであるか国土院に確認することとし、公共測量に該当することとなった場合には、直ちにその旨を調査職員に報告するものとする。
なお、発注者が行う公共測量の手続きに必要な書類作成については、調査職員が必要に応じて、第 2123 条第 1 項の規定に基づき指示できるものとする。

第 2106 条～第 2108 条 (略)

第 2109 条 担当技術者

(新設)

(新設)

(新設)

- (29) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
なお、電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。
- (30) 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が測量業務等の完了を確認することをいう。
- (31) 「打合せ」とは、測量業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- (32) 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- (33) 「協力者」とは、受注者が測量業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- (34) 「使用人等」とは、協力者又はその代理人、もしくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
- (36) 「立会」とは、設計図書に示された項目において調査職員が臨場し内容を確認することをいう。
- (37) 「了解」とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
- (38) 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第 2104 条 (略)

第 2105 条 業務の実施

- 林道路線測量、山地治山等測量、深淺測量、汀線測量及び環境生物調査業務は、共通仕様書及び特記仕様書により実施するものとする。
基準点測量（基準点測量及び水準測量）、用地測量、空中写真測量及び航空レーザ測量は、共通仕様書、特記仕様書及び「宮崎県公共測量作業規程」（以下「公共測量作業規程」という。）により実施するものとする。
なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、共通仕様書及び特記仕様書によるものとし、定めのない場合は、公共測量作業規程第 5 条第 3 項第 1 号及び第 2 号によるものとする。
- (新設)

第 2106 条～第 2108 条 (略)

第 2109 条 担当技術者

- 1・2 (略)
- 3 測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。
- 4 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
- 5 担当技術者は、照査技術者を兼ねることはできない。

第 2110 条～第 2132 条 (略)

第 2133 条 安全等の確保

- 1～4 (略)
- 5 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
- (1)～(3) (略)
- (4) 受注者は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努めなければならない。
- 6～8 (略)

第 2134 条～第 2136 条 (略)

第 2137 条 個人情報の取扱い

1 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年宮崎県条例第 38 号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2～11 (略)

第 2139 条 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

第 2140 条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- 1～4 (略)

第 2141 条 新技術の活用について

受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、調査職員に報告するものとする。

受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づき NETIS に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、あらかじめ調査職員の承諾を得なければならない。

1 受注者は、発注者指定型により NETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。

2 受注者は、施工者希望型により NETIS 登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調

- 1・2 (略)
- (新設)

- 3 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
- 4 担当技術者は、照査技術者を兼ねることはできない。

第 2110 条～第 2132 条 (略)

第 2133 条 安全等の確保

- 1～4 (略)
- 5 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
- (1)～(3) (略)
- (新設)
- 6～8 (略)

第 2134 条～第 2136 条 (略)

第 2137 条 個人情報の取扱い

- 1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、宮崎県個人情報保護条例（平成 14 年条例第 41 号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2～11 (略)
- (新設)

第 2139 条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- 1～4 (略)

(新設)

査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。

第 2142 条 環境負荷低減への取組み

受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組みに努めるものとする。

- 1 オフィス、車両、機械等の電気及び燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組み（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）
- 2 臭気や害虫の発生源となるものの適正な管理及び処分
- 3 プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用
- 4 環境負荷低減に配慮した物品の調達
- 5 みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施

第 2 章 路線測量

第 1 節 測量に関する一般事項

第 2201 条・第 2202 条（略）

第 2203 条 測量の精度等

測量の精度及び単位は、表 2-2 及び表 2-3 に掲げるとおりとする。

表 2-2 測量の精度

測量器材		ポケットコンパス	トランシット	トータルステーション	レベル	ポール
中心線 測量	距離 (一般)	(I.P 間:40m 以内) 20cm 以内 (I.P 間:40m を超える場合) 当該距離の 1/200 以内 (測点間) 10cm 以内	同左	同左		
	距離 (詳細)	(I.P 間) 10cm 以内	(I.P 間) 当該距離の 1/1,000 以内 (測点間) 当該距離の 1/100 以内	同左		
	角度		1.5 分 \sqrt{n} (n=測点数)	同左		
	閉合	距離総和の 1/100 以内	距離総和の 1/1,000 以内	同左		

(新設)

第 2 章 路線測量

第 1 節 測量に関する一般事項

第 2201 条・第 2202 条（略）

第 2203 条 測量の精度等

測量の精度及び単位は、表 2-2 及び表 2-3 に掲げるとおりとする。

表 2-2 測量の精度

測量器材		ポケットコンパス	トランシット	トータルステーション	レベル	ポール
中心線 測量	距離 (一般)	(I.P 間:40m 以内) 20cm 以内 (I.P 間:40m を超える場合) 当該距離の 1/200 以内 (測点間) 10cm 以内	同左	同左		
	距離 (詳細)	(I.P 間) 10cm 以内	(I.P 間) 当該距離の 1/1,000 以内 (測点間) 当該距離の 1/100 以内	同左		
	角度		1.5 分 \sqrt{n} (n=測点数)	同左		
	閉合	距離総和の 1/100 以内	距離総和の 1/1,000 以内	同左		

縦断測量	地盤高			500 m 往復で 10 cm 以内	
横断測量	距離		5%以内		5%以内
	勾配				0.1 割

※上表の精度を標準とするが、これより高精度による測量成果を妨げるものではない。

表 2 - 3 測定単位

測定の種類	記号	測定単位
中心線	距離（水平距離）	m 小数第 1 位（一般） 小数第 2 位（詳細）
	角度（水平）	秒 最小読定値内
縦断測量	地盤高	m 小数第 2 位
	水準基標 (B.M) 移器点 (T.P)	m 小数第 3 位
	横断測量	
横断測量	距離 （水平、斜長、地盤高）	m 小数第 1 位（一般） 小数第 2 位（詳細）
	勾配	割 1:0.05

※上表の測定単位を標準とするが、この桁数以上による測定単位を妨げるものではない。

第 2204 条～第 2222 条（略）

第 3 章 山地治山等測量

第 1 節・第 2 節（略）

第 3 節 溪間工の測量

第 2312 条・第 2313 条（略）

（削除）

第 2314 条 縦断測量
（略）

第 2315 条 横断測量
（略）

第 2316 条 構造物計画位置横断測量
（略）

第 4 節 山腹工の測量

第 2317 条 踏査選点
（略）

第 2318 条 平面測量

第 2319 条 縦断測量

縦断測量	地盤高			500 m 往復で 10 cm 以内	
横断測量	距離		5%以内		5%以内
	勾配				0.1 割

表 2 - 3 測定単位

測定の種類	記号	測定単位
中心線	距離（水平距離）	m 小数第 1 位（一般） 小数第 2 位（詳細）
	角度（水平）	秒 最小読定値内
縦断測量	地盤高	m 小数第 2 位
	水準基標 (B.M) 移器点 (T.P)	m 小数第 3 位
	横断測量	
横断測量	距離 （水平、斜長、地盤高）	m 小数第 1 位（一般） 小数第 2 位（詳細）
	勾配	割 1:0.05

第 2204 条～第 2222 条（略）

第 3 章 山地治山等測量

第 1 節・第 2 節（略）

第 3 節 溪間工の測量

第 2312 条・第 2313 条（略）

第 2314 条 平面測量

1 平面測量は、中心線測量で設置した測点を基準として、保全対象、所有者界、土砂捨場、林相区分等を明らかにするものとする。測量方法は次の各号による方法を標準とし、設計図書又は調査職員の指示によるものとする。

（1）平面測量

平面測量は、トータルステーション（光波測距儀）を使用し、測量する。

（2）簡易平面測量

簡易平面測量は、ポケットコンパス等を使用し、測量する。

2 測量成果に基づき、平面図を作成するものとする。

第 2315 条 縦断測量
（略）

第 2316 条 横断測量
（略）

第 2317 条 構造物計画位置横断測量
（略）

第 4 節 山腹工の測量

第 2318 条 踏査選点
（略）

第 2319 条 平面測量

第 2320 条 縦断測量

- 1 (略)
2 **第 2314 条** 第 2 項に準じ、縦断面図を作成するものとする。
第 2320 条 横断測量
(略)

第 5 節 防風林造成の測量

- 第 2321 条** 踏査選点
(略)
第 2322 条 平面測量
(略)
第 2323 条 縦断測量
(略)
第 2324 条 横断測量
(略)

第 6 節 なだれ防止林造成の測量

- 第 2325 条** 踏査選点
(略)
第 2326 条 平面測量
(略)
第 2327 条 縦断測量
(略)
第 2328 条 横断測量
横断測量は、**第 2320 条**に準ずるものとする。

第 7 節 土砂流出防止林造成の測量

- 第 2329 条** 踏査選点
(略)
第 2330 条 平面測量
(略)
第 2331 条 縦断測量
(略)
第 2332 条 横断測量
横断測量は、**第 2324 条**に準ずるものとする。

第 8 節 保安林整備の測量

- 第 2333 条** 踏査選点
(略)
第 2334 条 平面測量
平面測量は、**第 2330 条**に準ずるものとする。
第 2335 条 縦断測量
縦断測量は、**第 2331 条**に準ずるものとする。
第 2336 条 横断測量
横断測量は、**第 2324 条**に準ずるものとする。

- 1 (略)
2 **第 2315 条** 第 2 項に準じ、縦断面図を作成するものとする。
第 2321 条 横断測量
(略)

第 5 節 防風林造成の測量

- 第 2322 条** 踏査選点
(略)
第 2323 条 平面測量
(略)
第 2324 条 縦断測量
(略)
第 2325 条 横断測量
(略)

第 6 節 なだれ防止林造成の測量

- 第 2326 条** 踏査選点
(略)
第 2327 条 平面測量
(略)
第 2328 条 縦断測量
(略)
第 2329 条 横断測量
横断測量は、**第 2321 条**に準ずるものとする。

第 7 節 土砂流出防止林造成の測量

- 第 2330 条** 踏査選点
(略)
第 2331 条 平面測量
(略)
第 2332 条 縦断測量
(略)
第 2333 条 横断測量
横断測量は、**第 2325 条**に準ずるものとする。

第 8 節 保安林整備の測量

- 第 2334 条** 踏査選点
(略)
第 2335 条 平面測量
平面測量は、**第 2331 条**に準ずるものとする。
第 2336 条 縦断測量
縦断測量は、**第 2332 条**に準ずるものとする。
第 2337 条 横断測量
横断測量は、**第 2325 条**に準ずるものとする。

第9節 水土保持治山等の測量

第2337条 水土保持治山等の測量
(略)

第10節 地すべり防止の測量

第1 調査に関わる測量

第2338条 踏査選点
(略)

第2339条 地形測量
(略)

第2340条 測線測量
(略)

第2 設計に関わる測量

第2341条 地すべり防止工の測量
(略)

第2342条 設計に関わる測量の種類
(略)

第2343条 測線測量

- 1 測線測量は、第2340条に準ずるものとする。
- 2～4 (略)

第2344条 平面測量

- 1 平面測量は、第2339条に準ずるものとする。
- 2・3 (略)

第2345条 縦断測量
(略)

第2346条 横断測量
(略)

第4章 治山事業における防潮工等の測量

第1節 深浅測量

第2401条～第2404条(略)

第2405条 水深測量

- 1～2 (略)

3 水深測量

- (1)・(2) (略)

(3) 測深

ア 測深機器

受注者は、音響測深機（単素子、多素子、スワス音響測深機含む）及びレーザー測深機、測鉛等により測深を行うものとし、使用する音響測深機は「表4-1音響測深機の性能（水深100m未満）」に示す性能以上のものとする。

なお、特記仕様書に定めがなく、表4-1に示す性能以上の音響測深機により難しい場合は、測量に先立ち調査職員に測深方法の承諾を得なければならない。

第9節 水土保持治山等の測量

第2338条 水土保持治山等の測量
(略)

第10節 地すべり防止の測量

第1 調査に関わる測量

第2339条 踏査選点
(略)

第2340条 地形測量
(略)

第2341条 測線測量
(略)

第2 設計に関わる測量

第2342条 地すべり防止工の測量
(略)

第2343条 設計に関わる測量の種類
(略)

第2344条 測線測量

- 1 測線測量は、第2341条に準ずるものとする。
- 2～4 (略)

第2345条 平面測量

- 1 平面測量は、第2340条に準ずるものとする。
- 2・3 (略)

第2346条 縦断測量
(略)

第2347条 横断測量
(略)

第4章 治山事業における防潮工等の測量

第1節 深浅測量

第2401条～第2404条(略)

第2405条 水深測量

- 1～2 (略)

3 水深測量

- (1)・(2) (略)

(3) 測深

ア 測深機器

受注者は、音響測深機（単素子、多素子、スワス音響測深機含む）及びレーザー測深機、測鉛等により測深を行うものとし、使用する音響測深機は「表2-1音響測深機の性能（水深100m未満）」に示す性能以上のものとする。

なお、特記仕様書に定めがなく、表2-1に示す性能以上の音響測深機により難しい場合は、測量に先立ち調査職員に測深方法の承諾を得なければならない。

表 4-1 音響測深機の性能（水深 100m 未満）

項	性 能
シングルビーム音響測深機（多素子音響測	
仮定音速度	1500m / s
発振周波数	90～230kHz（水深31m未 30～230kHz（水深31m～
送受波器の指向	半減半角 8° 以下
紙送り速度	20mm / min以上
最小目盛	0.2m 以下
スワス音響測深機（マルチビーム）	
仮定音速度	1500m / s
発振周波数	70～455kHz（水深31m未 26～455kHz（水深31m～
レンジ分解能	5cm 以下
測深ビーム方式	クロスファンビーム
測深ビーム幅	1.5度以下×1.5度以下
スワス音響測深機（インターフェロメトリ	
発振周波数	100～500kHz
レンジ分解能	5cm 以下
仮定音速度	1500m / s
受信素子数	4個以上

※スワス音響測深機は、マルチビーム音響測深機及び位相差式（インターフェロメトリ）音響測深機（受信素子数が4個以上のものに限る。）で船体に固定して使用するものをいう。

イ（略）

（4）（略）

4（略）

第 2406 条・第 2407 条（略）

第 2 節～第 6 節（略）

表 4-1 音響測深機の性能（水深 100m 未満）

項	性 能
シングルビーム音響測深機（多素子音響測	
仮定音速度	1500m / s
発振周波数	90～230kHz（水深31m未 30～230kHz（水深31m～
送受波器の指向	半減半角 8° 以下
紙送り速度	20mm / min以上
最小目盛	0.2m 以下
スワス音響測深機（マルチビーム）	
仮定音速度	1500m / s
発振周波数	70～455kHz（水深31m未 26～455kHz（水深31m～
レンジ分解能	5cm 以下
測深ビーム方式	クロスファンビーム
測深ビーム幅	1.5度以下×1.5度以下
スワス音響測深機（インターフェロメトリ	
発振周波数	100～500kHz
レンジ分解能	5cm 以下
仮定音速度	1500m / s
受信素子数	4個以上

※スワス音響測深機は、マルチビーム音響測深機及び位相差式（インターフェロメトリ）音響測深機（受信素子数が4個以上のものに限る。）で船体に固定して使用するものをいう。

イ（略）

（4）（略）

4（略）

第 2406 条・第 2407 条（略）

第 2 節～第 6 節（略）

宮崎県 森林土木事業
設計業務等共通仕様書

令和 **7** 年 **4** 月
宮崎県環境森林部

宮崎県 森林土木事業
設計業務等共通仕様書

令和 3 年 4 月
宮崎県環境森林部

第3編 設計業務等共通仕様書	
目次	
第1章 総則	
第3101条 (略)	
第3102条 用語の定義	- 6-
第3103条～第3107条 (略)	
第3108条 照査技術者及び照査の実施	- 9-
第3109条～第3111条 (略)	
第3112条 業務計画書	- 10-
第3113条～第3118条 (略)	
第3116条 土地への立ち入り等	-11-
第3117条～第3119条 (略)	
第3120条 修補	-12-
第3121条～第3123条 (略)	
第3124条 一時中止	-13-
第3125条～第3128条 (略)	
第3129条 成果物の使用等	-14-
第3130条～第3137条 (略)	
第3138条 環境負荷低減への取組み	-17-
第2章 設計業務等一般 (略)	
第3章 治山設計業務	
第1 治山ダム工設計	
第3301条 治山ダム工予備設計	
第3302条 治山ダム工実施設計	
第3303条～第3310条 (略)	
第3311条 山腹工設計	-39-
第3312条～第3329条 (略)	
第4章 治山計画作成等業務	
第1 山地治山等調査	
第3401条～第3413条 (略)	
第3414条 なだれ調査	-60-
第3415条 (略)	
第3416条 環境調査	-61-
第3417条～第3440条 (略)	
第3441条 森林調査	-67-
第3442条～第3446条 (略)	
第5章 (略)	
第6章 林道設計	
第1・第2 (略)	
第3 橋梁	
第3610条 橋梁設計の区分	- 80-
第3611条・第3612条 (略)	

第3編 設計業務等共通仕様書	
目次	
第1章 総則	
第3101条 (略)	
第3102条 用語の定義	- 8-
第3103条～第3107条 (略)	
第3108条 照査技術者及び照査の実施	- 8-
第3109条～第3111条 (略)	
第3112条 業務計画書	- 9-
第3113条～第3118条 (略)	
第3116条 土地への立ち入り等	-10-
第3117条～第3119条 (略)	
第3120条 修補	-11-
第3121条～第3123条 (略)	
第3124条 一時中止	-12-
第3125条～第3128条 (略)	
第3129条 成果物の使用等	-13-
第3130条～第3137条 (略)	
<u>(新設)</u>	
第2章 設計業務等一般 (略)	
第3章 治山設計業務	
第1 溪間工設計	
第3301条 溪間工予備設計	
第3302条 溪間工実施設計	
第3303条～第3310条 (略)	
第3311条 山腹工設計	-40-
第3312条～第3329条 (略)	
第4章 治山計画作成等業務	
第1 山地治山等調査	
第3401条～第3413条 (略)	
第3414条 なだれ調査	-61-
第3415条 (略)	
第3416条 環境調査	-62-
第3417条～第3440条 (略)	
第3441条 森林調査	-66-
第3442条～第3446条 (略)	
第5章 (略)	
第6章 林道設計	
第1・第2 (略)	
第3 橋梁	
第3610条 橋梁設計の区分	- 79-
第3611条・第3612条 (略)	

第7章 林道全体計画調査
 第3701条 (略)
 第3702条 林業、社会的特性等調査 - 88-
 第3703条～第3705条 (略)
 第3706条 予測・評価 - 100-
 第3707条・第3708条 (略)

第1章 総則
 第3101条 適用
 1～3 (略)
 4 発注者支援業務、地質・~~土質~~調査業務及び測量業務等に関する業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。
 5 (略)

第3102条 用語の定義
 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。
 1～29 (略)
 30 「納品」とは受注者が調査職員に業務完成時に成果物を納めることをいう。
 31 「電子納品」とは、電子成果物を納品することをいう。
 32 「電子成果品」とは、電子的手段によって発注者に納品する成果物となる電子データをいう。
 33 「情報共有システム」とは、調査職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。
 なお、本システムを用いて作成及び提出を行った業務関係書類については、別途紙に出力して提出しないものとする。
 34 「成果物」とは、受注者が契約図書に基づき履行した設計業務等の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。
 35 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名~~又は押印~~したものを有効とする。
 (1) (略)
 (2) (削除)
 情報共有システムで扱う業務関係書類については書面として認めるものとする。
 36 「照査」とは、受注者が、発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び計算書等の検算等の成果の確認をすることをいう。
 37 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が設計業務等の完了を確認することをいう。
 38 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
 39 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
 40 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行に当たって、再委託する者をいう。
 41 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人、その他これに準じるものをいう。
 42 「了解」とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
 43 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第3103条～第3130条 (略)

第7章 林道全体計画調査
 第3701条 (略)
 第3702条 林業、社会的特性等調査 - 87-
 第3703条～第3705条 (略)
 第3706条 予測・評価 - 99-
 第3707条・第3708条 (略)

第1章 総則
 第3101条 適用
 1～3 (略)
 4 発注者支援業務、地質・土質調査業務及び測量業務等に関する業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。
 5 (略)

第3102条 用語の定義
 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。
 1～29 (略)
(新設)
(新設)
(新設)

(新設)

(新設)

 30 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名~~又は押印~~したものを有効とする。
 (1) (略)
 (2) 電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。
 31 「照査」とは、受注者が、発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び計算書等の検算等の成果の確認をすることをいう。
 32 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が設計業務等の完了を確認することをいう。
 33 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
 34 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
 35 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行に当たって、再委託する者をいう。
 36 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人、その他これに準じるものをいう。
 37 「了解」とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
 38 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第3103条～第3130条 (略)

第 3131 条 個人情報 の取扱い

1 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年宮崎県条例第 38 号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
2～11(略)

第 3132 条 安全等の確保

1～4 (略)

5 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 受注者は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努めなければならない。

6～9 (略)

第 3133 条～第 3137 条 (略)

第 3138 条 環境負荷低減への取組み

受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組みに努めるものとする。

- 1 オフィス、車両、機械等の電気及び燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組み（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）
- 2 臭気や害虫の発生源となるものの適正な管理及び処分
- 3 プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用
- 4 環境負荷低減に配慮した物品の調達
- 5 みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施

第 2 章 設計業務等一般

第 3201 条～第 3211 条 (略)

第 3212 条 環境配慮の条件

1・2 (略)

3 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 ~~月~~法律第 104 号）に基づき、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図るなど適切な設計を行うものとする。

4～5 (略)

第 3213 条 (略)

第 3 章 治山設計業務

第 1 治山ダム工設計

第 3301 条 治山ダム工予備設計

第 3302 条 治山ダム工実施設計

1 (略)

2 業務内容

第 3131 条 個人情報 の取扱い

1 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、宮崎県個人情報保護条例（平成 14 年条例第 41 号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
2～11(略)

第 3132 条 安全等の確保

1～4 (略)

5 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1)～(4) (略)

(新設)

6～9 (略)

第 3133 条～第 3137 条 (略)

(新設)

第 2 章 設計業務等一般

第 3201 条～第 3211 条 (略)

第 3212 条 環境配慮の条件

1・2 (略)

3 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 月法律第 104 号）に基づき、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図るなど適切な設計を行うものとする。

4～5 (略)

第 3213 条 (略)

第 3 章 治山設計業務

第 1 溪間工設計

第 3301 条 溪間工予備設計

第 3302 条 溪間工実施設計

1 (略)

2 業務内容

(1)・(2) (略)

(3) 基本事項 **検討**
 受注者は、治山ダム工等の計画条件を確認し、以下の検討を行い、実施設計に必要な基本事項の決定を行うものとする。
 ア～ウ (略)

(4) 施設設計
 ア 本体工設計
 受注者は、予定された計画地点の設計条件により、治山ダムの位置、高さ及び構造等を決定し、設計計算及び計算結果に基づく施設設計図面の作成を行うものとする。
 なお、施設設計の範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。
 (ア) 治山ダム本体工
 (イ) 副ダム
 (ウ) 水叩き
 (エ) 側壁護岸
 (オ) 床固工
~~(カ) 魚道工~~

(5)～(9) (略)

第 3303 条～第 3308 条 (略)

第 3 流路工

第 3309 条 流路工実施設計

- 1 (略)
- 2 業務内容
 (1)～(6) (略)

(7) 照査
 受注者は、第 3108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
 なお、照査事項は第 3302 条 **治山ダム**工実施設計第 2 項の (7) に準ずるものとする。

- (8)・(9) (略)

第 3310 条 成果物

受注者は、以下に示す成果物を作成し、第 3117 条成果物の提出に従い納品するものとする。

- 1 (略)
- 2 治山ダム設計 A (治山ダム詳細設計) の成果物

表 3-2 治山ダム設計 A (治山ダム詳細設計) の成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項 検討	(1) 地質条件 (2) 設計条件 (3) 環境条件		

(1)・(2) (略)

(3) 基本事項 **決定**
 受注者は、治山ダム工等の計画条件を確認し、以下の検討を行い、実施設計に必要な基本事項の決定を行うものとする。
 ア～ウ (略)

(4) 施設設計
 ア 本体工設計
 受注者は、予定された計画地点の設計条件により、治山ダムの位置、高さ及び構造等を決定し、設計計算及び計算結果に基づく施設設計図面の作成を行うものとする。
 なお、施設設計の範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。
 (ア) 治山ダム本体工
 (イ) 副ダム
 (ウ) 水叩き
 (エ) 側壁護岸
 (オ) 床固工
(カ) 魚道工

(5)～(9) (略)

第 3303 条～第 3308 条 (略)

第 3 流路工

第 3309 条 流路工実施設計

- 1 (略)
- 2 業務内容
 (1)～(6) (略)

(7) 照査
 受注者は、第 3108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
 なお、照査事項は第 3302 条 溪間工実施設計第 2 項の (7) に準ずるものとする。

- (8)・(9) (略)

第 3310 条 成果物

受注者は、以下に示す成果物を作成し、第 3117 条成果物の提出に従い納品するものとする。

- 1 (略)
- 2 治山ダム設計 A (治山ダム詳細設計) の成果物

表 3-2 治山ダム設計 A (治山ダム詳細設計) の成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項 決定	(1) 地質条件 (2) 設計条件 (3) 環境条件		

施設設計検討	(1) 設計計算書 (2) 付属構造物の検討 (3) 基礎工の検討 (1) 本体工設計、設計計算、 設計図面作成 (2) 基礎工設計 (3) 景観設計		
施工計画及び 仮説 構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計		
数量計算	数量計算書		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
報告書作成	報告書		
実施設計図	(1) 全体図 ・位置図 ・平面図 ・縦断図 ・堆砂地横断図	1:2,500~ 1:50,000 1:500~1:1,000 H=1:200~ 1:1000 V=1:100~1:200 1:100~1:200	
	(2) 構造図 ・構造図 ・付属構造物詳細図 ・横断図 ・掘削横断図 ・基礎工一般図	1:50~1:100 1:20~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200	
	(3) 施工計画検討図 ・転流・水替え工法図 ・打設順序図 ・仮設工概略図	1:100~1:1000 1:100~1:1,000 1:50~1:200	

3～6 (略)

7 流木対策工実施設計の成果物

表3-7 流木対策工実施設計の成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
報告書	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項検討	(1) 基本事項の検討		
	(2) 施設構造の検討		
施設設計検討	(1) 付属構造物の検討		
	(2) 基礎工の検討		
	(3) 施工の検討		
	(4) 各施設の安定検討		

施設設計検討	(1) 設計計算書 (2) 付属構造物の検討 (3) 基礎工の検討 (1) 本体工設計、設計計算、 設計図面作成 (2) 基礎工設計 (3) 景観設計		
施工計画及び 仮説 構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計		
数量計算	数量計算書		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
報告書作成	報告書		
実施設計図	(1) 全体図 ・位置図 ・平面図 ・縦断図 ・堆砂地横断図	1:2,500~ 1:50,000 1:500~1:1,000 H=1:200~ 1:1000 V=1:100~1:200 1:100~1:200	
	(2) 構造図 ・構造図 ・付属構造物詳細図 ・横断図 ・掘削横断図 ・基礎工一般図	1:50~1:100 1:20~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200	
	(3) 施工計画検討図 ・転流・水替え工法図 ・打設順序図 ・仮設工概略図	1:100~1:1000 1:100~1:1,000 1:50~1:200	

3～6 (略)

7 流木対策工実施設計の成果物

表3-7 流木対策工実施設計の成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
報告書	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項検討	(1) 基本事項の検討		
	(2) 施設構造の検討		
施設設計検討	(1) 付属構造物の検討		
	(2) 基礎工の検討		
	(3) 施工の検討		
	(4) 各施設の安定検討		

施工計画概要書	(1) 施工法の検討		
	(2) 仮設計画の検討		
数量計算	数量計算書		
総合検討	(1) 課題整理		
	(2) 今後の解決事項		
基本図面	(1) 位置図	1:2,500～1:50,000	
	(2) 平面図	1:500～1:1,000	
	(3) 縦断図	H=1:200～1:1000 V=1:100～1:200	
	(4) 横断図	1:100～1:200	
	(5) 構造図	1:50～1:100	
	(6) 施工計画図	1:100～1:1,000	

8・9 (略)

第4 山腹工等

第3311条 山腹工設計

1 設計内容

山腹工の設計は、次の各号によるものとする。

- (1) 現地調査
- (2) 基本事項 **検討**
- (3) 山腹工の設計

2・3 (略)

4 基本事項 **検討**

現地調査の結果及び設計条件等に基づき、**複数案を比較して**工種工法等の基本的事項を定め、基礎工・緑化工等各工種及び構造物の配置を決定するものとする。

5 山腹工の設計

山腹工の設計は、次の各号によるものとする。

(1) 施設 **設計**

基本事項 **検討の結果**に基づき、土留工、水路工、のり切工等の山腹工の工種、型式、規模、構造等を決定する。工事施工上必要な資材などの運搬方法等の仮設計画も含める。

(2)～(5) (略)

第3312条～第3318条 (略)

第3319条 成果物

受注者は、以下に示す成果物を作成し、第3117条成果物の提出に従い納品するものとする。

1 山腹工等設計の成果物

表3-10 山腹工等設計の成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
山腹工	設計説明書		A4版
海岸防災林造成	位置図（原則として国土地理院発行の地形図とする）	1/50,000	
防風林造成		1/25000	
なだれ防止林造成	平面図	1/1000 必要に応じ 1/200～1/2000	等高線の間隔は、2～10m

施工計画概要書	(1) 施工法の検討		
	(2) 仮設計画の検討		
数量計算	数量計算書		
総合検討	(1) 課題整理		
	(2) 今後の解決事項		
基本図面	(1) 位置図	1:2,500～1:50,000	
	(1) 平面図	1:500～1:1,000	
	(2) 縦断図	H=1:200～1:1000 V=1:100～1:200	
	(3) 横断図	1:100～1:200	
	(4) 構造図	1:50～1:100	
	(5) 施工計画図	1:100～1:1,000	

8・9 (略)

第4 山腹工等

第3311条 山腹工設計

1 設計内容

山腹工の設計は、次の各号によるものとする。

- (1) 現地調査
- (2) 基本事項 の決定
- (3) 山腹工の設計

2・3 (略)

4 基本事項 の決定

現地調査の結果及び設計条件等に基づき、工種工法等の基本的事項を定め、基礎工・緑化工等各工種及び構造物の配置を決定するものとする。

5 山腹工の設計

山腹工の設計は、次の各号によるものとする。

(1) 施設 計画

基本事項 の決定に基づき、土留工、水路工、のり切工等の山腹工の工種、型式、規模、構造等を決定する。工事施工上必要な資材などの運搬方法等の仮設計画も含める。

(2)～(5) (略)

第3312条～第3318条 (略)

第3319条 成果物

受注者は、以下に示す成果物を作成し、第3117条成果物の提出に従い納品するものとする。

1 山腹工等設計の成果物

表3-9 山腹工等設計の成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
山腹工	設計説明書		A4版
海岸防災林造成	位置図（原則として国土地理院発行の地形図とする）	1/50,000	
防風林造成		1/25000	
なだれ防止林造成	平面図	1/1000 必要に応じ 1/200～1/2000	等高線の間隔は、2～10m

土砂流出防止林造成保安林整備	植栽計画図等	適宜	
	縦断面図	水平、垂直 1/1000	
	横断面図	1/100	必要に応じて 1/10～1/200
	構造図	1/100 又は 1/200	
	詳細図	1/10～1/50	
	標準図	適宜	
	定規図	適宜	
	模式図等	適宜	
	間詰図等	1/100 又は 1/200	数量計算
	掘削（床掘）図	1/100 又は 1/200	数量計算
	数量計算書又は計算図	適宜	C D等による納品
	設計計算書		
その他参考資料		写真その他（設計説明書・設計計算書等の補足説明資料等）	

土砂流出防止林造成保安林整備	植栽計画図等	適宜	
	縦断面図	水平、垂直 1/1000	
	横断面図	1/100	必要に応じて 1/10～1/200
	構造図	1/100 又は 1/200	
	詳細図	1/10～1/50	
	標準図	適宜	
	定規図	適宜	
	模式図等	適宜	
	間詰図等	1/100 又は 1/200	数量計算
	掘削（床掘）図	1/100 又は 1/200	数量計算
	数量計算書又は計算図	適宜	C D等による納品
	設計計算書		
その他参考資料		写真その他（設計説明書・設計計算書等の補足説明資料等）	

2 水土保持山等の成果品

治山ダム設計（表3-3 治山ダム設計B 実施設計の成果物（簡略版）一覧）及び山腹工設計（表3-10 山腹工等設計の成果物一覧）に準ずる。

第5 地すべり防止工

第3320条・第3321条（略）

第3322条 抑制工の設計

1～5（略）

6 集水井工の設計

（1）・（2）（略）

（3）設計図作成

平面図、配置図、断面図、構造図、標準図、縦断面図及び横断面図等を作成し、必要に応じて各部の詳細構造図を作成するもの。

（4）・（5）（略）

7～13（略）

第3323条（略）

第3324条 治山ダム工等の設計

第3302条 治山ダム工実施設計に準ずる。

第3325条 土留工等の設計

第3311条 山腹工設計に準ずる。

第3326条（略）

第3327条 報告書作成

（1）（略）

（2）受注者は、以下に示す成果物を作成し、第3117条成果物の提出に従い納品するものとする。

2 水土保持山等の成果品

溪間工設計（表3-3 溪間工実施設計の成果物（簡略版）一覧）及び山腹工設計（表3-9 山腹工等設計の成果物一覧）に準ずる。

第5 地すべり防止工

第3320条・第3321条（略）

第3322条 抑制工の設計

1～5（略）

6 集水井工の設計

（1）・（2）（略）

（3）設計図作成

平面図、配置図、断面図、構造図、標準図、縦断面図及び横断面図等を作成し、必要に応じて各部の詳細構造図を作成するもの。

（4）・（5）（略）

7～13（略）

第3323条（略）

第3324条 治山ダム工等の設計

第3302条 溪間工実施設計に準ずる。

第3325条 土留工等の設計

第3309条 山腹工設計に準ずる。

第3326条（略）

第3327条 報告書作成

（1）（略）

（2）受注者は、以下に示す成果物を作成し、第3117条成果物の提出に従い納品するものとする。

表 3 - 11 地すべり防止工設計の成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺等	摘要
地すべり防止工	設計説明書		A 4 版
	位置図（原則として国土地理院発行の地形図とする）	1/50000 1/25000	
	平面図（工種配置図を兼ねる。）	1/1000 必要に応じ 1/200～1/2000	等高線の間隔は、2～10m
	縦断面図	水平、垂直 1/1000 但し、法切り土量算定のための縦断面図の縮尺は、横断面図に同じ。	
	横断面図	1/100 必要に応じて 1/10～1/200	
	構造図	1/100 又は 1/200	
	詳細図	1/10～1/50	
	標準図	適宜	
	定規図	適宜	
	模式図等	適宜	
	掘削（床掘）図	1/100 又は 1/200	
	その他の図面	適宜	
	数量計算書又は計算図	適宜	C D 等による納品
	設計計算書		
その他参考資料	写真その他（設計説明書・設計計算書等の補足説明資料等）		

第 6 防潮工（海岸防災林造成）

第 3328 条 基本設計

1（略）

2～12（略）

13 報告書作成

（1）（略）

（2）受注者は、基本設計の成果として、表 3 - 12「基本設計成果物項目」に示す内容の成果物を作成し、調査職員に提出するものとする。

表 3 - 12 基本設計成果物項目

成果物	内容
I 報告書	
① 設計説明書	設計位置、目的、延長、比較検討結果の概要
② 基本設計計算書	比較案選定理由、設計計算他 各比較案の工種別、材料別、数量の算出
③ 数量計算書	各比較案の数量計算に基づく概算工事費の算出
④ 概算工事費算出書	防舷材、係船柱等 選定した構造形式に基づく標準断面図、計画平面図、縦断面図他必要な図面の作成
⑤ 付帯構造物設計書	
⑥ 設計書	

表 3 - 10 地すべり防止工設計の成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺等	摘要
地すべり防止工	設計説明書		A 4 版
	位置図（原則として国土地理院発行の地形図とする）	1/50000 1/25000	
	平面図（工種配置図を兼ねる。）	1/1000 必要に応じ 1/200～1/2000	等高線の間隔は、2～10m
	縦断面図	水平、垂直 1/1000 但し、法切り土量算定のための縦断面図の縮尺は、横断面図に同じ。	
	横断面図	1/100 必要に応じて 1/10～1/200	
	構造図	1/100 又は 1/200	
	詳細図	1/10～1/50	
	標準図	適宜	
	定規図	適宜	
	模式図等	適宜	
	掘削（床掘）図	1/100 又は 1/200	
	その他の図面	適宜	
	数量計算書又は計算図	適宜	C D 等による納品
	設計計算書		
その他参考資料	写真その他（設計説明書・設計計算書等の補足説明資料等）		

第 6 防潮工（海岸防災林造成）

第 3328 条 基本設計

1（略）

2～12（略）

13 報告書作成

（1）（略）

（2）受注者は、基本設計の成果として、表 3 - 11「基本設計成果物項目」に示す内容の成果物を作成し、調査職員に提出するものとする。

表 3 - 11 基本設計成果物項目

成果物	内容
I 報告書	
① 設計説明書	設計位置、目的、延長、比較検討結果の概要
② 基本設計計算書	比較案選定理由、設計計算他 各比較案の工種別、材料別、数量の算出
③ 数量計算書	各比較案の数量計算に基づく概算工事費の算出
④ 概算工事費算出書	防舷材、係船柱等 選定した構造形式に基づく標準断面図、計画平面図、縦断面図他必要な図面の作成
⑤ 付帯構造物設計書	
⑥ 設計書	

⑦施工計画書 ⑧リサイクル計画書	
II 設計図面	

(3) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、「表3-12基本設計成果物項目」に示す以外にその定める成果物を作成し、調査職員に提出しなければならない。

(4) (略)

第3329条 実施設計

1 適用の範囲

第3328条基本設計で設計を行った施設又は特記仕様書に定める施設における工事の実施に必要な図面作成及び数量計算を行うための実施設計に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2～5 (略)

6 報告書作成

(1) (略)

(2) 受注者は、基本設計の成果として、表3-13「実施設計成果物項目」に示す内容の成果物を作成し、調査職員に提出するものとする。

表3-13 実施設計成果物項目

成果物	内容
I 報告書	
①設計説明書	設計位置、目的、延長、構造形式
②設計図面	工事の実施に必要な図面の作成
③数量計算書	設計図面に基づく工種別、材料別の数量の算出
II 設計図面	

(3) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、表3-13「実施設計成果物項目」に示す以外にそれに定める成果物を作成し、調査職員に提出しなければならない。

第4章 治山計画作成等業務

第1 山地治山等調査

第3401条～第3409条 (略)

第3410条 荒廃危険地調査

荒廃危険地調査は、崩壊の発生、土石流の発生、流木の発生の危険性がある箇所及び発生時の状況等を推定するため、次の各号により調査を行うものとする。

(1)～(2) (略)

(3) 流木発生の推定

崩壊及び土石流発生の推定を行った後、その範囲に存在する立木、また、山腹斜面における倒木や溪床に堆積している流木から、流木発生及び流木量を推定する。

第3411条～第3445条 (略)

第5章 治山施設点検業務 (略)

第6章 林道設計

第1 林道設計

第3601条～第3603条 (略)

第3604条 一車線林道実施設計

⑦施工計画書 ⑧リサイクル計画書	
II 設計図面	

(3) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、「表3-11設計成果物項目」に示す以外にその定める成果物を作成し、調査職員に提出しなければならない。

(4) (略)

第3329条 実施設計

1 適用の範囲

第3326条基本設計で設計を行った施設又は特記仕様書に定める施設における工事の実施に必要な図面作成及び数量計算を行うための実施設計に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2～5 (略)

6 報告書作成

(1) (略)

(2) 受注者は、基本設計の成果として、表3-12「実施設計成果物項目」に示す内容の成果物を作成し、調査職員に提出するものとする。

表3-12 実施設計成果物項目

成果物	内容
I 報告書	
①設計説明書	設計位置、目的、延長、構造形式
②設計図面	工事の実施に必要な図面の作成
③数量計算書	設計図面に基づく工種別、材料別の数量の算出
II 設計図面	

(3) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、表3-12「実施設計成果物項目」に示す以外にそれに定める成果物を作成し、調査職員に提出しなければならない。

第4章 治山計画作成等業務

第1 山地治山等調査

第3401条～第3409条 (略)

第3410条 荒廃危険地調査

荒廃危険地調査は、崩壊の発生、土石流の発生、流木の発生の危険性がある箇所及び発生時の状況等を推定するため、次の各号により調査を行うものとする。

(1)～(2) (略)

(3) 流木発生の推定

崩壊及び土石流発生の推定を行った後、その範囲に存在する立木、また、山腹斜面における倒木や溪床に体積している流木から、流木発生及び流木量を推定する。

第3411条～第3445条 (略)

第5章 治山施設点検業務 (略)

第6章 林道設計

第1 林道設計

第3601条～第3603条 (略)

第3604条 一車線林道実施設計

1 (略)
2 業務内容
(1)・(2) (略)
(3) ~~平面・縦断設計~~
(略)
(4) ~~縦断設計~~
縦断設計は、実測縦断図を用い橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、形式、基本寸法を考慮のうえ、縦断線形を決定し、20mごとの測点及び主要点を標準とする測点について計画高計算を行い、土工計画及び構造物計画等を決定するものとする。
(5) 横断設計
(略)
(6) 構造物設計計画
(略)
(7) 林業作業用施設の設計計画
林業作業用施設の設計計画は、現地調査の結果及び設計条件及び現場実態等に基づき、適切な種類及び規模を選定し、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計し、施工計画書、図面及び数量計算書を作成するものとする。
(8) 設計図
(略)
(9) 数量計算
(略)
(10) 施工計画
(略)
(11) 特記仕様書作成
(略)
(12) 照査
(略)
ア～エ (略)
(13) 報告書作成
(略)
第 3605 条～第 3612 条 (略)
第 7 章
第 3701 条・第 3702 条 (略)
第 3703 条 基本計画の策定
1 (略)
2 基本計画の策定
基本計画の策定は、次の各号により行うものとする。
(1) 路線全体計画
路線全体計画は、次の各項目及び表 7-4 「路線全体計画調査」により調査・取りまとめを行うものとする。
ア～エ (略)
(2) (略)
第 3704 条～第 3708 条 (略)

1 (略)
2 業務内容
(1)・(2) (略)
(3) 平面・縦断設計
(略)
(新設)

(4) 横断設計
(略)
(5) 構造物設計計画
(略)
(新設)

(6) 設計図
(略)
(8) 数量計算
(略)
(9) 施工計画
(略)
(10) 特記仕様書作成
(略)
(11) 照査
(略)
ア～エ (略)
(12) 報告書作成
(略)
第 3605 条～第 3612 条 (略)
第 7 章 (略)
第 3701 条・第 3702 条 (略)
第 3703 条 基本計画の策定
1 (略)
2 基本計画の策定
基本計画の策定は、次の各号により行うものとする。
(1) 路線全体計画
路線全体計画は、次の各項目及び表 7-1 「路線全体計画調査」により調査・取りまとめを行うものとする。
ア～エ (略)
(2) (略)
第 3704 条～第 3708 条 (略)